

◎新潟県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和8年6月25日次のとおり認定した。

なお、令和2年新潟県労働委員会告示第1号は廃止する。

令和8年7月7日

新潟県労働委員会

会 長 櫻 井 英 喜

勤 務 箇 所	職 名
本 庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病 院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 がん予防総合センター長 リウマチセンター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 脊椎外科センター長 薬剤部長 看護部長 事務長 事務長補佐
診 療 所	センター長 事務長
看護専門学校	校長 副校長 事務長